

高知市配布物の配置等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が設置する書架等へのパンフレットその他の配布物(以下「配布物」という。)の配置及び掲示(以下「配置等」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可)

第2条 配置等を希望する者は、配置等依頼書(別記様式)に必要事項を記入して、当該配置等に係る書架等を所管する課長(以下「所属長」という。)の許可を得なければならない。ただし、郵送等により配置依頼があった配布物その他の所属長が特に認めるものについては、配置等依頼書の提出を要しない。

(許可の基準)

第3条 所属長は、次の要件に該当する配布物であって、市民に対し周知することが適当と認めるものに限って、配置等の許可をするものとする。

- (1) 公序良俗に反する内容を含まないもの
- (2) 特定の宗教を助長する内容を含まないもの
- (3) 市の施策等に反する内容(市の施策等に関し誤解を与えるおそれのあるものを含む。)を含まないもの
- (4) 営利を目的とする広告が掲載されているなど営利を目的とする内容を含まないもの(公共団体及びその外郭団体が作成した配布物その他所属長が必要と認める配布物を除く。)
- (5) その他所属長が特に必要と認めるもの

2 前項各号の規定にかかわらず、配布物の配置等に当たって経費を要するもの(有料の配布物を含む。)及び配布物と類似の内容のものを市が作成しているものは、許可しない。ただし、所属長が必要と認めるものを除く。

(配置の中止)

第4条 所属長は、次に掲げる事項に該当すると認めるときは、配置等依頼書の記載内容にかかわらず配置等を中止することができる。

- (1) 配布物に前条の規定による許可要件に該当しない内容その他の配布するにふさわしくない内容が記載されていると認めるとき。
- (2) 催し等の開催日時等が明示されている配布物で、当該開催日時等が経過したとき。
- (3) 前号に掲げるもののほか、期間の経過その他の理由により当該配布物の効果が失われたと認めるとき。
- (4) 長期にわたり配置等をしている配布物で、書架スペースの関係上新たな配布物を配置できないとき。
- (5) その他、所属長が特に必要と認めるとき。

(廃棄)

第5条 所属長は、前条の規定により配置等を中止したときは、当該配置等に係る配布物を廃棄することができる。ただし、当該配布物の配置等を依頼した者が当該配布物の返却を希望するときはこの限りでない。

(配置等の特例)

第6条 所属長は、配置等に関し、この要綱の定めるところによりがたいときは、所管部長の承認を受けて、別に定めることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、配布物の配置等に関し必要な事項は、市長が別に定める。